

条文を見やすくする研究

会員 川原 英昭



要 約

特許法等の知的財産法及び法人税法等の税務法の条文を見やすくする研究をした。具体的には、【1】条文にある括弧を* 1:・・・、* 2:・・・として外出しして、括弧があった所を(* 1)(* 2)にし、【2】「条文番号と見出し」の一覧を作成し、【3】「読替準用条文」及び「とする読替条文」を見やすくした。これらを使用すると、条文によっては漢数字条文の数分の1の時間で条文を把握できる。

目次

1. はじめに
2. 括弧外出し条文
3. 「条文番号と条文見出し」の一覧
4. 読替準用条文
5. とする読替条文
6. 読替前後の条文を作成するアルゴリズム
7. 「条文を見やすくする研究」を行った法律
8. あとがき
9. 参考文献

1. はじめに

筆者は大学の知的財産学部で特許法等の知的財産法（以下、知財法という。）を講義した。

知財法には、読みにくい条文が多数あるので、学生に「見やすい条文集」、「わかりやすい条文集」を提供する研究を2007年頃開始し、成果を日本知財学会で2009年、2019年、2021年、2022年に発表した（文献1～4）。

本書は2022年に同学会で発表したものに、その後の研究成果を加筆したものである。

本書では条文を見やすくする研究を「特許法」の例で説明する。

2. 括弧外出し条文

特許法には括弧書きがあるため読みにくい条文が多数ある。

2007年頃、特許法の条文の漢数字を算用数字に変換するソフトを開発し、算用数字に変換した条文にある括弧書きをWordで手動で* 1:・・・、* 2:・・・として条文の下部に外出しし、本文の括弧部を(* 1)、(* 2)とした「括弧外出し条文」を発表（文献1）した。

手動によるこの作業は多大な時間を要し、法改正に対応できなくなったので、WordVBAで半自動で、括弧書きを* 1:・・・、* 2:・・・として条文の下部に外出しし、本文の括弧部を(* 1)、(* 2)とするソフトを開発した（文献2）。

WordVBAで開発したソフトは改訂に時間を要し、度重なる法改正への対応が難しくなったためPython（パイソン、プログラム言語の1つ）でソフトを再開発し現在に至っている。

2007年頃は特許法等の条文取得に時間を要したが、現在は総務省のeGOV法令検索で漢数字条文を容易に取得

できる。

特許法第 41 条第 2 項（国内優先権の効果）は重要な条文だが長文で括弧が多く、特許法で一番読みにくい。紙面の制約で同条文を掲載できないので、同法第 29 条の 2（先願の範囲の拡大）の例で説明する。

図 1 は eGOV 法令検索で取得した特許法第 29 条の 2（先願の範囲の拡大）の漢数字条文である。

図 2 は開発したソフトで作成した括弧外出し条文である。

図 1 は複数の括弧があるため読みにくいが、図 2 を使うと容易に条文の全体把握ができる。

これを使用すると条文によっては漢数字条文の数分の 1 の時間で条文を理解できる。

第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

図 1

第 29 条の 2 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第 66 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（*1）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（*2）第 14 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（*3）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（*4）に記載された発明又は考案（*5）と同一であるときは、その発明については、前条第 1 項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

*1：以下「特許掲載公報」という。
 *2：昭和 34 年法律第 123 号
 *3：以下「実用新案掲載公報」という。
 *4：第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願にあつては、同条第 1 項の外国語書面
 *5：その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同 一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。

図 2

3. 「条文番号と条文見出し」の一覧

他の条文を引用した条文を読むとき、および条文を引用した文献を読むとき「条文番号と条文見出し」の一覧がほしい。

図 3 は 2019 年に発表（文献 2）した特許法の「条文番号と条文見出し」の抜粋である。現在は Python で開発したソフトでこれを作成している。

これを使用すると、他の条文番号を引用した条文又は文献を効率的に読むことができ、勉強時間・作業時間を短縮できる。

<p>--- 第 1 章 総則 ---</p> <p>第 1 条 (目的)</p> <p>第 2 条 (定義)</p> <p>第 3 条 (期間の計算)</p> <p>途中省略</p> <p>--- 第 2 章 特許及び特許出願 ---</p> <p>第 29 条 (特許の要件)</p> <p>第 29 条の 2</p> <p>第 30 条 (発明の新規性の喪失の例外)</p> <p>以下省略</p>
--

図 3

4. 読替準用条文

特許法等には、条文中の「用語 A」を「用語 B」に読み替えて準用する読替準用条文が多数ある。

Word を使って手動で読替後の条文を作成すると、誤処理が発生するし、作成に時間を要するのでソフトを開発し、読替前後の条文を半自動で作成した「読替準用の条文集」を 2021 年に発表した（文献 3）。

読替準用規定は読みにくいいため、読み飛ばししやすいが、これに関する事件も発生している（知財高裁「平成 29（行ケ）10213」判決）。読替準用条文の正確な理解が必要な事例である。

図 4 は特許法第 159 条第 1 項の読替準用規定である。

図 5 は同規定に基づいて Python で開発したソフトで作成した読替前後の条文である。用語 A と用語 B を赤字にしたので読替部がわかりやすい。ただし、会誌特許は赤字を使用できないので、本書では条文テキストを MS 明朝とし、赤字を MS ゴシックの黒字の太字にして見やすくした（「とする読替条文」も同じ）。

作成した「読替後の条文」の正確性を検証ソフトで検証している。

Word を使って手動で読替後の条文を作成すると、誤処理が発生するし、作成に時間を要するが、これを使用すると勉強時間・作業時間を短縮できる。

5. とする読替条文

特許法には『第*条中「用語 A」とあるのは「用語 B」とする。』形式の「とする読替」規定が多数ある。

図 6 は同法第 184 条の 13 の第 29 条の 2 の「とする読替規定」である。

図 7 は同規定に基づいて Python で開発したソフトで作成した読替前後の条文である。用語 A と用語 B を赤字にしたので読替部がわかりやすい。Word を使って手動で読替後の条文を作成すると誤処理が発生するし、作成に時間を要する。

- (1) 「とする読替」規定は「読替準用」規定よりも表現が多彩である。
- (2) 法律によって規定の表現が異なる。
- (3) 同じ法律でも改正法の起案担当官によって表現が異なる。

<p>第五百二十九条 第五十三条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第一号又は第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。</p>
--

図 4

【N12】***** 読替準用条文【特許法 第159条】*****

第159条 第53条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、
 ++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

第53条第1項中「第17条の2第1項第1号又は第3号」とあるのは「第17条の2第1項第1号、第3号又は第4号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第1号又は第3号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。

【1A 読替前】第53条第1項 ←特許法

第53条 第17条の2第1項第1号又は第3号に掲げる場合（同項第1号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第50条の2の規定による通知をした場合に限る。）において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第17条の2第3項から第6項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

【1B 読替後】第53条第1項 ←特許法

第53条 第17条の2第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる場合（同項第1号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第50条の2の規定による通知をした場合に限る。）において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正（同項第1号又は第3号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が第17条の2第3項から第6項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

図5

このため「とする読替条文」は「読替準用条文」よりも処理が難しい。

作成した「読替後の条文」の正確性を検証ソフトで検証している。1文字のミスがあっても読替後の条文は作成できない。これまでに対応条文がない些細な立法ミスも発見している。

6. 読替前後の条文を作成するアルゴリズム

特許法の「読替準用条文集」を作成する場合で説明する。「とする読替条文集」も同様にして作成する。

Step1 e-Gov 法令検索から特許法 1.rtf を取得する。

第百八十四条の十三 第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第二十九条の二の規定の適用については、同条中「他の特許出願又は実用新案登録出願であつて」とあるのは「他の特許出願又は実用新案登録出願（第百八十四条の四第三項又は実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第百八十四条の四第一項の外国語特許出願又は同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願を除く。）であつて」と、「出願公開又は」とあるのは「出願公開」と、「発行が」とあるのは「発行又は千九百七十年六月十九日にフシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」と、「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

図6

【N06】***** 読替条文【特許法 第184条の13】*****

第184条の13 第29条の2に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願が国際特許出願又は実用新案法第48条の3第2項の国際実用新案登録出願である場合における第29条の2の規定の適用については、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

第29条の2中「他の特許出願又は実用新案登録出願であつて」とあるのは「他の特許出願又は実用新案登録出願（第184条の4第3項又は実用新案法第48条の4第3項の規定により取り下げられたものとみなされた第184条の4第1項の外国語特許出願又は同法第48条の4第1項の外国語実用新案登録出願を除く。）であつて」と、「出願公開又は」とあるのは「出願公開、」と、「発行が」とあるのは「発行又は1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約第21条に規定する国際公開が」と、「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第184条の4第1項又は実用新案法第48条の4第1項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

【1A 読替前】第29条の2 ←特許法

第29条の2 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の**他の特許出願又は実用新案登録出願であつて**当該特許出願後に第66条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは**出願公開又は実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行が**されたものの**願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面**（第36条の2第2項の外国語書面出願にあつては、同条第1項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第1項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

【1B 読替後】第29条の2 ←特許法

第29条の2 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の**他の特許出願又は実用新案登録出願（第184条の4第3項又は実用新案法第48条の4第3項の規定により取り下げられたものとみなされた第184条の4第1項の外国語特許出願又は同法第48条の4第1項の外国語実用新案登録出願を除く。）であつて**当該特許出願後に第66条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは**出願公開、実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行又は1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約第21条に規定する国際公開が**されたものの**第184条の4第1項又は実用新案法第48条の4第1項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面**（第36条の2第2項の外国語書面出願にあつては、同条第1項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第1項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

図7

Step2 特許法 1.rtf から附則を削除した特許法 2.docx を作成する。

Step3 特許法 2.docx の漢数字をソフトで算用数字に変換する（特許法 .docx）。特許法は読替規定で民法、民事訴訟法を引用するため民法 .docx、民事訴訟法 .docx も作成する。

Step4 WordVBA で作成した補助ソフトで読替準用を規定する「条文番号の一覧表」を作成する。これを使って

処理すべき条文番号を特定する。

Step5 「読替準用」を規定する条文を前処理する。

(1) 「読替準用」規定の基本形は下記の①ですが、②～⑤等のものが多数ある。これらをソフトで①の基本形に変換する。

- ① 第*条中「用語 A」とあるのは「用語 B」と読み替えるものとする。
- ② 第*条中「用語 A1」とあるのは「用語 B1」と、「用語 A2」とあるのは「用語 B2」と読み替えるものとする。
- ③ 同法第*条中「用語 A1」とあるのは「用語 B1」と、同法第*条中「用語 A2」とあるのは「用語 B2」と、「用語 A3」とあるのは「用語 B3」と読み替えるものとする。
- ④ 同法第*条及び第*条中「用語 A1」とあるのは「用語 B1」と読み替えるものとする。
- ⑤ 同法第*条ただし書き中「用語 A1」とあるのは「用語 B1」と読み替えるものとする。

(2) 同法、同条、同項、前条等の略記では処理できないため、例えば『同条第1号中「・・・」とあるのは「・・・」と読み替えるものとする。』を『民法第724条第1号中「・・・」とあるのは「・・・」と読み替えるものとする。』のように手動で編集する。

(3) 読替が表形式の場合、ExcelVBAで作成した補助ソフトで文字列表現に変換する。

Step6 Step5の前処理後、「読替準用」規定の表記を統一する。

Step7 置換リスト（検索語 A、置換語 B）を作成する。

読替対象の用語 A を検索語 A、読替後の用語 B を置換語 B という。

上記②～⑤では置換リスト（検索語 A、置換語 B）を作成できないので、正規表現を用いてこれらを基本形①に変換して、置換リストを作成する。

Step8 置換リストを使って、読替前後の条文を作成する。読替前後の条文を見やすくするため、検索語 A と置換語 B の文字を赤字にする。

Step9 WordVBAで作成した検証ソフトで作成した読替後の条文の正確性を検証する。

Step10 特許法には17個の「読替準用規定」があるため17個の「読替準用」のdocxファイルができる。これらのファイルを結合する。

Step6～Step10の複雑な処理は作成したソフトで自動的に行う。

Step11 表紙、はじめに、目次を追加すると「読替準用条文集」になる。

7. 「条文を見やすくする研究」を行った法律

知財法6法律（特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法）と、税務法6法律（法人税法、地方税法第3章、所得税法、国税徴収法、消費税法、相続税法）について「条文を見やすくする研究」を行った。

法人税法等の税務法の条文は、長文で、かつ括弧書きが多い。例えば、(1) 法人税法第144条の13第11項は、文字数1927字、括弧13個、括弧内の文字数1086字で非常に読みにくい。(2) 法人税法は読替準用を規定する条文が20もある。(3) 1つの読替規定で読み替える条文数が多く、かつ読み替える用語の数が多い。(4) 読替を規定する表現が多彩である。(5) 税務法は知財法よりも法改正が多い。このため税務法は本研究の利用価値が特に高い。

8. あとがき

現在は条文をみやすくする処理を、Pythonで作成した41本のソフト、WordVBAで作成した10本のソフト、ExcelVBAで作成した2本のソフトで行っている。

手動による前処理は時間を要するので、この自動化が課題です。読替規定の表現が多彩なため自動化できないものがあり、現状では前回の前処理結果を参照した手動編集が勝っている。

本研究により、条文によっては、数分の1の時間で条文を理解できるようになった。

本研究は、弁理士試験・税理士試験の受験生、学生、法律を教える大学教員、実務家に有益である。

筆者が「括弧外出し条文」を根拠条文に用いた教材で、大学生に法律の事例問題を教授したところ条文が見やすいと好評で、学生による講義の評価点は極めて高かった。

紙面の制約で詳述できないので詳しくは kawaharapat.com をご参照ください。

9. 参考文献

- 文献1 川原英昭、条文集作成と条文集の正確性、日本知財学会、第7回年次学術研究発表会、2009年6月
 文献2 川原英昭、特許法等の条文の括弧書きの外出しによる条文把握の容易化、日本知財学会、第17回年次学術研究発表会、2019年12月
 文献3 川原英昭、見やすい読替え準用条文の提供、日本知財学会第19回年次学術研究発表会、2021年11月
 文献4 川原英昭、見やすい条文の提供、日本知財学会第20回年次学術研究発表会、2022年11月

(原稿受領 2023.3.20)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
 会誌編集部担当 高石 健二
 同 加藤 佳史

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
 ※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1テーマにつき1原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
 ※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メールにて応募予告をしてください。
 ①論文の題名（仮題で可）
 ②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当
 TEL:03-3519-2361
 E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
 審査の結果、不掲載とさせていただきます。予めご承知ください。